

許認可等申請手数料(令和7年4月1日改正)

建築基準法令条項	内容	手数料(円)
第7条の6第1項第一号、第二号	仮使用認定	120,000
第42条第1項第五号	道路の位置の指定	77,000
第43条第2項第一号	建築物の敷地と道路との関係の特例認定	27,000
第43条第2項第二号	建築物の敷地と道路との関係の特例許可	33,000
第44条第1項第二号	公衆便所等の道路内の建築許可	33,000
第44条第1項第三号	地区計画の区域における道路内の建築認定	27,000
第44条第1項第四号	公共用歩廊等の道路内の建築許可	160,000
第47条ただし書	壁面線を超える建築許可	160,000
第48条第1項から第13項ただし書き	用途地域内における建築等許可	180,000
第51条ただし書	卸売市場等の特殊建築物の位置の許可	160,000
第52条第6項第三号	建築物の容積率の認定(住宅等建築設備)	27,000
第52条第10項、第11項、第14項	建築物の容積率の特例許可	160,000
第53条第4項、第5項	建築物の建蔽率の制限の特例許可	60,000
第53条第6項第三号	建築物の建蔽率の制限の適用除外許可	33,000
第53条の2第1項第三号、第四号	建築物の敷地面積の許可	160,000
第55条第2項	建築物の高さの特例認定	27,000
第55条第3項、第4項第一号、第二号	建築物の高さの許可	160,000
第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例許可	160,000
第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物の高さの制限適用除外認定	27,000
第58条第2項	高度地区の高さ制限の特例許可(省エネ設備等)	160,000
第59条第1項第三号	高度利用地区の容積率、建蔽率の特例許可	160,000
第59条第4項	高度利用地区の建築物の各部分の高さの許可	160,000
第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの許可	160,000
第68条の3第1項、第2項、第3項	再開発等促進区等の建築物の容積率、建蔽率又は高さ制限の適用除外認定	27,000
第68条の3第4項	再開発等促進区等の建築物の各部分の高さ制限の適用除外許可	160,000
第68条の3第7項	開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外認定	27,000
第68条の4	地区計画等の区域内における公共施設の整備状況に応じた建築物の容積率の制限の適用除外認定	27,000
第68条の5の3第2項	地区計画等(高度利用型)の区域内における建築物の各部分の高さ制限の適用除外許可	160,000
第68条の5の5第1項	地区計画等の区域における前面道路幅員による容積率の制限の適用除外認定	27,000
第68条の5の5第2項	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さ制限の適用除外認定	27,000
第68条の5の6	地区計画等の区域における建築物の建蔽率の適用除外認定	27,000
第68条の7第5項	予定道路に係る建築物の延べ面積の許可	160,000
第85条第6項	仮設建築物の建築許可(1年以内)	120,000
第85条第7項	仮設建築物の建築許可(1年超)	160,000
第86条第1項	一団地内に建築される1又は2以上の建築物の認定	建築物の数が1又は2である場合 78,000
		建築物の数が3以上である場合 $78,000 + (\text{建築物の数} - 2) \times 28,000$
第86条第2項	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の認定	建築物の数が1である場合 78,000
		建築物の数が2以上である場合 $78,000 + (\text{建築物の数} - 1) \times 28,000$
第86条第3項	広い空地を有する一団地内に建築される1又は2以上の建築物の許可	建築物の数が1又は2である場合 220,000
		建築物の数が3以上である場合 $220,000 + (\text{建築物の数} - 2) \times 28,000$

第86条第4項	広い空地を有する一団地の土地に既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の許可	建築物の数が1又は2である場合	220,000
		建築物の数が3以上である場合	220,000+(建築物の数-2)×28,000
第86条の2第1項	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	建築物の数が1である場合	78,000
		建築物の数が2以上である場合	78,000+(建築物の数-1)×28,000
第86条の2第2項、第3項	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可	建築物の数が1である場合	220,000
		建築物の数が2以上である場合	220,000+(建築物の数-1)×28,000
第86条の5第1項	1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消		6,400+現に存する建築物の数×12,000
第86条の6第2項	一団地の住宅施設に関する都市計画による容積率等の制限の適用除外認定		27,000
法第87条の3第6項	建築物の一時用途変更の制限緩和(1年以内)		120,000
法第87条の3第7項	建築物の一時用途変更の制限緩和(1年超)		160,000
令第131条の2第2項、第3項	前面道路とみなす道路等の特例認定		27,000
令第137条の12第6項、第7項	大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の遡及適用の合理化に係る認定		27,000

法第86条の8第1項(又は第3項)、法第87条の2第1項(又は第2項)による全体計画認定(又は変更)手数料

床面積の合計	手数料(円)
100㎡以下	38,000
100㎡超え200㎡以下	50,000
200㎡超え500㎡以下	72,000
500㎡超え1,000㎡以下	97,000
1,000㎡超え2,000㎡以下	130,000
2,000㎡超え10,000㎡以下	307,000
10,000㎡超え50,000㎡以下	524,000
50,000㎡超えるもの	814,000

・「床面積の合計」→全体計画認定に係る建築物の床面積の合計

・全体計画変更認定の場合(軽微変更を除く)→変更する部分の床面積の1/2の面積(床面積が増加する場合は増加部分の床面積)

・工事期間のみの変更は23,000円

令第137条の16第2項による移転認定手数料

床面積の合計	手数料
100㎡以下	31,000
100㎡超え200㎡以下	40,000
200㎡超え500㎡以下	58,000
500㎡超え1,000㎡以下	77,000
1,000㎡超え2,000㎡以下	104,000
2,000㎡超え10,000㎡以下	245,000
10,000㎡超え50,000㎡以下	419,000
50,000㎡超えるもの	651,000

岸和田市建築基準法施行条例条項	内容	手数料(円)
第5条	法第42条第1項第五号の位置指定道路の変更・廃止の承認	77,000

マンションの建替え等の円滑化に関する法条項	内容	手数料(円)
第105条第1項	容積率の特例許可	160,000